



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

災害等により被害を受けたときの 国税における特例措置について②

はじめに

令和6年は、1月の能登半島地震、8月・9月の大型台風など、大規模な自然災害が多数生じております。これらの災害等があったとき、法人税などの国税における特例措置が設けられています。

今回は、前号に引き続き法人において災害等により被害を受けたときの国税における取扱いや特例措置について説明します。

災害により被害を受けた場合の法人税の取扱い

災害により、商品などの棚卸資産や店舗・事務所等の資産が被害を受けた場合、廃棄処分にかかった費用や土砂等の障害物を除去する費用などは、原則として、損金の額に算入されます。その他の費用・損失に関する取扱いは以下の通りです。

(1) 資産の評価損

法人の有する棚卸資産、固定資産等について災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、**損金経理をすることにより**、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

例) 販売価額5万円の商品が、台風の影響で傷が付き、時価(販売価額)が1万円となってしまった。
【損金経理】 災害損失 / 商品 4万円

(2) 復旧のために支出する費用

法人が災害により被害を受けた固定資産(その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。以下「被災資産」といいます。))について、被災前の状態に戻すために支出する費用については、次の通りとなります。

- ①被災資産についてその原状を回復するための費用
→修繕費となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止等のために支出する費用
→修繕費とする処理をしているときは、この処理が認められます。

- ③被災資産について支出する①・②以外の費用で、資本的支出(その固定資産の耐久性を高め、価値や機能を増加させた部分)か修繕費かが明らかでないものがある場合
→その支出した金額の30%相当額を修繕費に、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

(3) 災害損失特別勘定の設定等<事例1>

被災資産の修繕費用等は、原則として、修繕等が完了した事業年度の損金となりますが、修繕等に時間を要する場合など、災害のあった事業年度を超えて翌事業年度以降に完了する場合があります。

このため、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額(注1)を、損金経理により「災害損失特別勘定(注2)」として繰り入れた場合には、その災害損失特別勘定として繰入れた金額は、その事業年度の損金の額に算入することができます。

また、翌事業年度において実際に修繕が行われたときに、修繕費として損金の額に算入した金額と同額を、災害損失特別勘定の取崩しにより益金の額に算入することにより、損益を相殺します。

なお、災害等に関する保険金等により補填された金額がある場合には、災害損失特別勘定を取崩す金額は、修繕費等費用計上した金額からその保険金等の額を控除した金額となります。

災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度においては、原則として、災害損失特別勘定の取崩未済残高を益金の額に算入します。

ただし、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長の確認を受けることにより、その修繕等が完了する事業年度まで、災害損失特別勘定の残額の益金算入を延長することができます。

注意!

災害のあった事業年度の損金に算入するためには、災害損失特別勘定の「損金経理」と、「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」(文末URL参考)の添付が要件となります。

事例1

第X1期において、台風により本建物物が損壊したため、建築業者にその修繕費の見積を依頼したところ、修繕費等の見積額は1,000万円であった。
翌事業年度(第X2期)において実際に修繕等を行い、修繕費として1,000万円を支払った。なお、損害保険金として300万円を受け取った。

(1年決算法人の場合)

災害のあった事業年度(第X1期)

【災害損失特別勘定の繰入れ】
災害損失特別勘定繰入れ額 / 災害損失特別勘定 1,000万円

災害のあった翌事業年度(修繕等が完了) (第X2期)

【災害損失特別勘定の取崩し】
修繕費 / 普通預金 1,000万円
普通預金 / 受取保険金 300万円
災害損失特別勘定 / 災害損失特別勘定取崩益 700万円
(1,000万円 - 300万円)
※災害損失引当金残高: 300万円

災害のあった日から1年経過した事業年度(第X2期)

【災害損失特別勘定の取崩未済残高の取崩し】
災害損失特別勘定 / 災害損失特別勘定取崩益 300万円

※受取保険金300万円が収入計上されているため、2年間で通算すれば700万円の損失となりますが、各事業年度としては災害のあった事業年度に1,000万円の損失、翌年に300万円の利益が計上されることとなります。

(注1)「適正な見積額」とは、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積書によるなど、合理的に算出された見積額となります。

(注2)「災害損失特別勘定」は税務上の科目名であり、意味合いとしては費用の見積額を計上する負債科目であるため、会計上の科目名は「災害損失引当金」としても認められます。

(4) 災害損失欠損金の繰戻しによる還付<事例2>

災害のあった日以後1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金(注3)がある場合には、その事業年度開始の日前1年(青色申告法人の場合には2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。

(注3) 災害損失欠損金とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額をいいます。

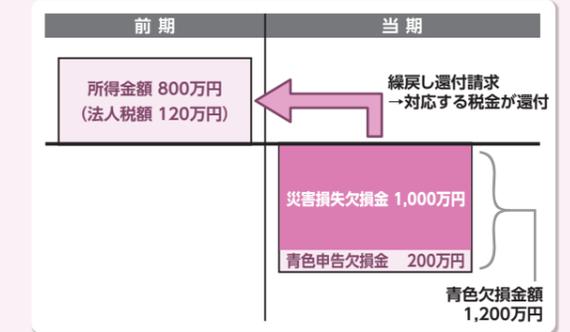
まとめ

災害等により被害を受けた場合には、災害による損失・費用の損金算入や繰戻し還付などが適用できるほか、前号に記載したとおり、申告・納付期限の延長、納

事例2 災害等の繰戻し還付に関する事例

青色申告法人である当社(3月決算、資本金1,000万円)は、当期(令和7年3月決算)において、災害により棚卸資産500万円の減失と、損壊した建物等の原状回復費用500万円、合計1,000万円の災害損失金が生じた。また、事業による欠損金も200万円生じている。

当期の欠損金1,200万円のうち、災害損失欠損金1,000万円について、「災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う。」



繰戻しの対象となる災害損失欠損金額: 次の①と②のいずれか少ない金額

- ①前期(または前々期)の所得金額 800万円
- ②災害損失欠損金額 1,000万円
: 800万円

※青色申告法人の場合、災害損失欠損金の対象外となった200万円については、前々期に法人税が発生していれば、そちらでも還付の請求ができます。

還付金額: 還付所得事業年度(前期)の法人税額 × 災害損失欠損金額(当期) ÷ 還付所得事業年度(前期)の所得金額

還付金額: 120万円 × 800万円 ÷ 800万円 = 120万円

付の猶予を受けることができます。

また、この他に消費税等においても災害時の特例等が定められていますので、併せてご確認ください。

復旧には多額の費用等がかかることも多いため、これらの取扱い・特例等を適用し、事業の立て直しを図っていただければ幸いです。

参照先URL

国税庁HP: 災害等があったとき
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_4.htm

国税庁HP: 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付の適用を受ける場合の申告書等の記載例
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/pdf/02.pdf

国税庁HP: 災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/pdf/14.pdf